

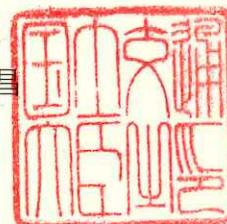
国海員第 249 号
令和 6 年 11 月 21 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中野 洋昌



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 464 号

船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）について

諮問理由

漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成 19 年国土交通省最低賃金公示第 3 号）
を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、漁業（いか釣り）最低賃金とする
方向で決定することが適当であるとの答申（令和 6 年 11 月 7 日付国交政審（海）
第 28 号）を受け、漁業（いか釣り）の最低賃金の額を決定することについて、
最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要
があるため。